

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	伊丹市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/johorenkei/1474347299489.html

執行機関名 伊丹市長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が複数いる世帯(以下「多子世帯」という。)に係る保育所, 認定こども園又は特定地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 及び 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊丹市条例第53号)別表第1 市長の項第7号 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が複数いる世帯(以下「多子世帯」という。)に係る保育所, 認定こども園又は特定地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 教育委員会の項第1号 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが<u>健やかに成長することができる社会の実現</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、第2子及び第3子以降の保育料の一部について補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって<u>子育て環境の向上に資すること</u>を目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>伊丹市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱</p>